

平成30年第2回（3月）議会定例会会議録

招集年月日	平成30年3月6日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成30年3月6日 午前10時03分		
閉議宣告日時	平成30年3月6日 午前10時37分		
応招議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄 総務課長 川北征章 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩	副町長 山岡正見 税務課長 中村都志子 産業経済課長 吉岡友次 学校教育課長兼社会教育課長 中田利明	教育長 室谷敏彦 住民課長 大山恭功
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成30年第2回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会定例会

平成30年3月6日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第2号から議案第28号まで (一括上程)

会 議 に 付 し た 事 件

- 議案第 2 号 平成 3 0 年度川北町一般会計予算
- 議案第 3 号 平成 3 0 年度川北町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 3 0 年度川北町簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 3 0 年度川北町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 3 0 年度川北町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成 3 0 年度川北町介護保険サービス事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成 3 0 年度川北町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 3 0 年度川北町工業用水道事業会計予算
- 議案第 1 0 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 1 号 川北町放課後児童健全育成事業に係る保護者の負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 号 川北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 3 号 川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 川北町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 号 川北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第 1 6 号 川北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について
- 議案第 1 7 号 川北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について
- 議案第 1 8 号 川北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について
- 議案第 1 9 号 川北町中小企業及び小規模企業振興基本条例について
- 議案第 2 0 号 川北町企業立地に係る工場立地法の特例に関する緑地率を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 1 号 能美介護認定事務組合規約の変更について
- 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度川北町一般会計補正予算
- 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度川北町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度川北町簡易水道事業等特別会計補正予算
- 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度川北町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度川北町介護保険事業特別会計補正予算

議案第 27 号 平成 29 年度川北町介護保険サービス事業特別会計補正予算

議案第 28 号 平成 29 年度川北町後期高齢者医療特別会計補正予算

《町民憲章唱和》

◇議長 山先 守夫

開会に先立ち町民憲章を唱和致しますので、一同、ご起立下さい。

(唱和)

ご着席下さい。

《開 会》

◇議長 山先 守夫

只今から、平成 30 年第 2 回川北町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(午前 10 時 03 分)

《会期の決定》

◇議長 山先 守夫

日程第 1 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 13 日までの 8 日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 13 日までの 8 日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 山先 守夫

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、

4 番 西田 時雄君、5 番 田中 秀夫君、6 番 苗代 実君を指名します。

尚、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先 守夫

日程第 3 議案第 2 号から議案第 28 号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日ここに、平成 30 年第 2 回議会定例会を開催致しましたところ、議員の皆様方には、ご多用の中、ご出席を頂きまして、誠に有難うご座居ます。

平成 29 年度も残すところ 1 ヶ月足らずですが、先ず平成 28 年度からの繰越事業について申し上げます。

「学校プール改修計画調査業務」と「町道整備工事」は既に完了し、農村総合整備事業による三反田地区の「営農飲雑用水施設整備工事」は、3 月中の完成に向け進捗致しております。

次に、本年度の事業についてであります。 「川北町児童館増築等改修工事」をはじめ、「土地改良施設維持管理適正化事業」「サンアリーナ川北改修工事」「ふれあい健康センター改修工事」などは、それぞれ予定通り完了しており、「町道舗装改修及び拡幅工事」そして「橋梁改修工事」につきましては、3 月下旬の完成に向けて工事が行われております。

また、工業用水道事業会計における 3 号水源からの「管路工事」も、年度内の完了を目指し工事が進められております。

このほか、「人間ドック」や「住宅のリフォームなど」の助成事業は、計画以上に申し込みがあり、ソフト事業は継続事業も含め計画通り進捗を致しております。

それでは、本定例会に提案を致しました平成 30 年度当初予算をはじめ、条例の改正などの議案について、その大要をご説明申し上げます。

平成 28 年 3 月に策定致しました「人口ビジョン」や「総合戦略」に掲げる目標の実現に向け、子育て世代や多子世帯へのきめ細やかな施策、経済支援に取り組むと同時に、国が進める英語教育改革に呼応し、学校教育の充実に一層努めることとし、30 年度当初予算を編成したところであります。

経常経費につきましては、徹底した節減に努め、「子育て支援」「教育と福祉」の充実は素より、「安全・安心」を確保する施策や中小企業や農業など、「産業の育成」にも意を注ぎつつ、各特別会計及び企業会計の健全化にも努めた所であります。

この方針に基づき、町民の皆様に必要な施策や生活に密着した事業を取り入れ、投資的経費 493,899 千円、主要施策費 1,849,703 千円を計上致しております。

その結果、平成 30 年度当初予算は、一般会計と 6 つの特別会計、そして企業会計を合わせ、総額は 4,964,500 千円となっております。

続いて、一般会計予算における主要施策についてご説明を申し上げます。

第一点は、「教育環境の充実にについて」であります。

グローバル化に対応した英語教育改革が進められる中、平成 32 年度から全面実施となる新学習指導要領に先駆け、30 年度から小学校 3・4 年生は外国語活動、5・6 年生は英

語の授業を実施するため、外国語指導助手の増員を考えており、必要な経費を計上致しました。

加えて、小中学校のICT教育の推進に資する、移動用無線LANアクセスポイントの整備、そして、中学校ではタブレットの購入費用に合わせて3,821千円を計上致しております。

また、昨年から実施致しておりますインターネット電話を利用したオンラインスピーキングトレーニング、そして、英語4技能テストに係る費用も引き続き計上し、豊かな資質や能力を育むことが出来る教育環境の充実を図って参ります。

また、学校プール改修計画に基づき本年度は、橘小学校のプール耐震補強事業を実施致します。

この他、図書館の図書購入費や町民の生涯学習、そしてスポーツの振興も継続して意を注いだところであります。

第二点は、「少子高齢化を見据えた子育て支援と福祉について」であります。

本格的な人口減少時代を迎え、少子高齢化が大きな課題となっております。

こうした中、「子育てワンストップサービス事業」の導入費用として1,130千円、出会いの場の創出に対する支援として「婚活イベント支援事業」などの、新たな取組みを実施致します。

出産育児一時金の上乗せ支給については、「出産祝金」と名称を改め併せて第1子に50千円を支給する拡充を実施致します。

また、多子世帯に対するファミリーサポートセンター利用料助成も拡充し、その他、プレミアムサポート事業、第3子以降の保育料完全無料化など、多子世帯への手厚い支援も継続致しております。

母子保健事業の妊婦健診では、新年度から15回目以降分の助成の拡充、新たに歯科健診を追加するなど母子保健の支援策も強化し、安心して産み育てられる環境づくりの充実を図って参ります。

また、児童手当や18歳までと75歳以上の医療費助成、チャイルドシート購入助成、保育所での米飯給食の提供費用などは、引き続き計上致しております。

更に、平成14年2月に建設致しました川北保育所の空調設備等改修事業に74,022千円を計上致しております。

福祉施策では、上・下水道など、公共料金の低廉化をはじめ、障害者への支援給付費、小・中学校の就学援助費、不妊症及び不育症治療費給与金、そして、病児・病後児保育料の助成は、引き続き必要額を計上致しております。

また、高齢者等への配食サービス事業費は増額計上し、ねたきり老人等介護者福祉手当も従前通り、月額5万円を支給致します。

更に、新年度も百歳を迎える方が、おいでになりますので、祝い金も計上致しており

ます。

第三点は、「安全・安心な町づくりについて」であります。

町民の安全・安心のため、通学路を中心に設置を考えております、防犯カメラ整備事業に 27,000 千円をはじめ、不審者に対する防犯対策として、すべての保育所・児童館に、非常通報装置を設置する事業に 2,705 千円、各小学校玄関のオートロックシステムの整備費に 1,300 千円を計上致しております。

その他、防災士の育成や自主防災組織への資機材の購入助成費、そして高齢者の運転免許自主返納事業費や児童用自転車ヘルメットの購入助成費は、引き続き計上し、本年 5 月 26 日に開催予定の「手取川・梯川総合水防演習」に係る費用として、1,500 千円を計上しております。

第四点は、「農業や商・工業の振興策について」であります。

農業の振興策では、10 年に一度の見直しが必要である「町農業振興地域整備計画策定業務」に係る費用として 3,000 千円を計上したほか、良質米の生産や転作に関する「水田農業構造改革助成」26,209 千円や、市場価値の高い農作物の生産等に取り組む環境保全型農業への交付金は昨年引き続き増額するほか、今後の農業界を牽引する青年就農者に加え、農地の集積を図り地域農業の担い手となる経営体の育成に、合わせて 11,500 千円、そして地域ぐるみによる農地等資源保全への取組みには、引き続き支援をして参ります。

産業の振興策では、町商工会や観光物産協会助成金のほか、商工業振興資金利子補給補助金、中小企業設備投資促進助成金は、それぞれ必要額を計上致しました。

また、企業の販路開拓を後押しすると共に、町内において新たに創業・起業しようとする中小事業者を支援する補助金などには、昨年同額の合わせて 1,450 千円を計上致し、地場産業の活性化と雇用の創出対策を講じたところであります。

第五点は、「生活環境の整備について」であります。

新年度、新たに「新築住宅取得奨励金」制度を創設し、町内に住宅を新築した場合の助成として、10,000 千円を計上したほか、町道の整備工事費や集落内の区道・水路等の整備補助金に合わせて 134,500 千円を計上し、住宅のリフォームや太陽光発電システムの設置、それに、各地区が管理する防犯灯を LED 照明に取替える費用の補助金等は、昨年同額を計上致しております。

また、白山野々市広域事務組合へのごみ処理業務に係る負担金 34,845 千円、粗大ごみ集積所の管理運営委託料 6,480 千円を、引き続き計上致しております。

第六点は、「健康づくりの推進について」であります。

健康で豊かな生活を過ごして戴くには、病気の予防、早期発見に繋がる健康診断がとてても大切であります。

その為、受診者が増えています、短期人間ドック助成事業 34,077 千円をはじめ、妊婦、乳幼児、特定年齢などの各種健診事業や予防接種事業などの費用は、必要額を計上致し

ております。

その他の事業では、新年度も「いきいき地域づくり事業交付金」に 43,000 千円、それに「川北まつり」の助成金、36,500 千円を計上したほか、地元特産品を返礼品とした「ふるさと納税」を推進するための必要額を計上致しております。

また、子育て世帯等から要望のあります「多目的運動公園」仮称ですが、の調査費も計上致しました。

以上が、平成 30 年度一般会計予算の大要であります。

これにより、一般会計の予算合計は、3,670,000 千円で、前年度比 48,000 千円、率にして 1.3%の減となり、3 年連続で前年度を下回りましたが、これは、川北町児童館増築等改修工事や、維持管理適正化事業等が完了したためであります。

これら歳出に対する財源ですが、町税は前年度比 0.1%、1,000 千円減額の総額 1,397,000 千円を計上致しております。

内訳について申し上げますと、町民税は、29 年度予算額より 2%増額の 377,418 千円となりましたが、固定資産税は 0.9%減額の 959,031 千円となっております。

交付税につきましては、地方財政計画により仮算定し 610,000 千円とし、国・県支出金 495,235 千円や、町債 341,600 千円などを充て、その他の歳入につきましても、確実なものだけを計上し、歳入の不足を補う為、暫定的に基金からの繰入金で、調整を致しております。

なお、予算に占めます一般財源比率につきましては、74.9%、自主財源比率は 55.9%であります。

次に、特別会計と企業会計の予算についてであります。はじめに、特別会計について申し上げます。

6 つの会計の総額は 1,250,000 千円で、対前年度比 52,000 千円、率にして 4%の減であります。

先ず、「国民健康保険特別会計」は、総額 497,000 千円で、89,000 千円の減額であります。減額の理由は、平成 30 年度から県への財政運営責任主体の移行、所謂、国保制度改革に伴うものであります。歳出の主なものは、保険給付費や、国保事業費納付金であります。

次に、「簡易水道事業等特別会計」は、総額 34,000 千円で、6,500 千円の増額であります。新年度は、水道料金調定システムの構築や経営戦略策定支援業務に係る費用を計上しております。

「農業集落排水事業特別会計」は総額 120,000 千円で、4,000 千円の増額であります。主なものとしては、簡水会計と同様、経営戦略策定支援業務に取り組みます。

「介護保険事業特別会計」は、総額 482,700 千円で、18,000 千円の増額になっております。主に、各種サービス給付が増えている為で、介護予防事業、そして包括的支援事

業についても、必要額を計上してあります。

「介護保険サービス事業特別会計」は、総額 56,800 千円で、2,000 千円の増額であります。居宅介護サービス事業の運営に必要な経費を計上しております。

「後期高齢者医療特別会計」は、総額 59,500 千円で、6,500 千円の増額であります。例年通り、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

次に、企業会計について申し上げます。「工業用水道事業会計」の総額は、44,500 千円であります。収益的収入の合計額は 41,500 千円で、主なものは、営業収益の水道料金 41,391 千円であります。

対する支出合計額は、44,500 千円で、営業費用であります水源及び配水ポンプ施設の、電気料や修繕費など維持管理費 13,138 千円のほか、人件費や保守管理に係る委託料に 8,369 千円、そして、減価償却費と借入金利子を併せまして 22,993 千円であります。

また、30 年度は、新たな工事等を現在、予定しておりませんので、資本的収支はございません。

続いて、条例の改正などについて申し上げます。

先ず、「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」についてであります。育児休業の対象となる子の範囲が拡大される改正で、併せて、非常勤職員の育児休業の取得可能期間も延長する改正であり、いずれも、公布の日から施行致します。

次に、「放課後児童健全育成事業に係る保護者の負担に関する条例の一部改正」につきましては、放課後児童クラブに係る保護者負担金を、ひとり親家庭等に対し、月額 5,000 円から月額 3,000 円とする改正であり、平成 30 年 4 月 1 日から施行致します。

次に、「国民健康保険条例の一部改正」についてであります。出産育児一時金の第 2 子以降の上乗せ支給分について、30 年度より「出産祝金」として一般会計から支出することに伴う改正と、国保制度改革に伴う条文を改めるものであり、これも、平成 30 年 4 月 1 日より施行致します。

次に、「国民健康保険税条例の一部改正」についてであります。国保制度改革等により、税率の改正を行うもので、医療給付費分の資産割税率と所得割税率及び、介護納付金分の所得割税率と均等割税額を、それぞれ改正するものであります。

また、現在、国保加入世帯の低所得者の税軽減措置を拡充し、併せて、課税限度額の見直しと、国保制度改革に伴う条文を改正するもので、いずれも平成 30 年度以降の年度分の国民健康保険税に適用致します。

次に、「介護保険条例の一部改正」についてありますが、「介護保険料」は、3 年ごとの見直しの時期を迎えており給付費の増加、そして、将来的なことも鑑み、現在の 1 号被保険者の保険料基準額を月額 5,000 円から月額 5,800 円とする改正であります。

次の 4 件の介護保険関係の条例については、いずれも国の省令が改正されたことに伴うものであります。

まず、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」については、居宅介護支援事業者の指定権限が県から町に移譲されることに伴い、新たに条例を制定するものであります。

次に、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正」につきましては、「共生型地域密着型サービスに関する基準」が、新たに追加され、「介護医療院」の名称追加並びに「身体的拘束等の適正化」について、改正するものであります。

次に、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正」については、居宅介護支援事業者は、主治医や歯科医師との連携を強化する事が追加されるための改正であります。

次に、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正」については、「介護医療院」の名称の追加並びに「身体的拘束等の適正化」について改正するものであります。

いずれも、改正部分が広範囲にわたる事から、全部改正とし、平成30年4月1日から施行致します。

次に、「中小企業及び小規模企業振興基本条例」についてであります。中小企業等が、その成長や持続的発展並びに地域経済の活性化を図る事を目的とし、新たに条例を制定するものであり、平成30年4月1日より施行致します。

次に、「企業立地に係る工場立地法の特例に関する緑地率を定める条例の一部改正」についてであります。根拠法令である「企業立地促進法」が、「地域未来投資促進法」に、改正されたことに伴う改正であり、公布の日から施行致します。

次に、「能美介護認定事務組合規約の変更について」であります。能美介護認定事務組合において、新たに、障害者支援区分に係る業務を実施するため、変更を行うものであり、平成30年6月1日から施行致します。

続いて、「平成29年度一般会計補正予算」について、ご説明致します。今回の補正総額は59,800千円で、予算累計は3,831,600千円となります。

内容について申し上げますと、まず、総務費では、地方創生事業に係る負担金を計上致しております。

民生費では、国民健康保険特別会計と介護保険事業特別会計への繰出金に、合わせて19,069千円を追加するほか、ふれあい健康センター利用料収入の増額に伴い、財源内訳を変更致します。

土木費は、記録的な大雪の影響で、除雪費用が不足致しますので39,585千円、そして、住宅リフォーム助成事業を追加致します。

教育費では、全国中学校体育大会等の出場助成金を追加致します。

これらに対する財源と致しまして、町税 21,591 千円をはじめ、地方交付税、国庫支出金、繰越金などを充当致しております。

次に、特別会計の補正予算についてであります。

先ず、「国民健康保険特別会計」は、一般被保険者療養給付費や、国庫支出金返納金に、合わせて 11,000 千円を補正致します。

財源につきましては、共同事業交付金をはじめ、繰入金、繰越金などを充当致しております。

次の「簡易水道事業等特別会計」「農業集落排水事業特別会計」そして「介護保険サービス事業特別会計」の 3 会計では、繰越金をそれぞれの歳出に組み入れ処理する補正であります。

次に「介護保険事業特別会計」は、施設サービス給付費が不足しますので、30,000 千円を追加補正致します。

財源につきましては、保険料をはじめ県支出金、支払基金交付金、繰入金、それに繰越金を充当致しております。

最後になりますが、「後期高齢者医療特別会計」は、後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金 6,200 千円を追加補正し、その財源として、保険料及び繰越金を充当致します。

以上、27 議案についての概要であります。

何卒、慎重にご審議を頂き、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 山先 守夫

これから、只今、一括上程されております議案第 2 号から議案第 28 号までに対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、上程されております議案第 2 号から議案第 28 号までについては、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり
異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第28号までは、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

《閉 議》

◇議長 山先 守夫

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、明3月7日から3月12日までを休会とし、3月13日午前10時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時37分)